

奄美農業創出支援事業実施要領の一部改正について

〔 1 6 生産第 8 1 6 7 号 〕
〔 平成 1 7 年 4 月 1 日 〕
〔 生 産 局 長 通 知 〕

このことについて、奄美農業創出支援事業実施要領（平成 1 6 年 4 月 1 日
付け 1 5 生産第 7894 号生産局長通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され
たので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

奄美農業創出支援事業実施要領（平成１６年４月１日付け１５生産第7894号生産局長通知）の新旧対照表

改 正 後	現 行																		
第１～第５　〔略〕	第１～第５　〔略〕																		
第６　附帯事務費 １　要綱第９の２の「事業の実施に関する指導監督等に要する鹿児島県の経費」については、対象となる事業に要する総事業費の１．０パーセントに相当する額以内とし、その事業費（以下「 <u>県附帯事務費</u> 」という。）の一部を市町村に経費（以下「 <u>市町村附帯事務費</u> 」という。）として使用させることができるものとする。この場合においては、市町村附帯事務費は総事業費の１．０パーセントの１／３に相当する額以内とする。 ２ <u>県附帯事務費及び市町村附帯事務費の使途基準については、次に掲げるとおりとする。</u>	第６　附帯事務費 要綱第９の２の「事業の実施に関する指導監督等に要する鹿児島県の経費」については、対象となる事業に要する総事業費の１．０パーセントに相当する額以内とし、その事業費の一部を市町村に <u>附帯事務費</u> として使用させることができるものとする。この場合においては、市町村の <u>附帯事務費</u> は総事業費の１．０パーセントの１／３に相当する額以内とする。																		
<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>旅 費</td><td><u>普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費）</u> <u>日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）</u> <u>委員等旅費（委員に対する旅費）</u></td></tr><tr><td>賃 金</td><td><u>日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金</u></td></tr><tr><td>共 済 費</td><td><u>賃金が支弁される者に対する社会保険料</u></td></tr><tr><td>報 償 費</td><td><u>謝金</u></td></tr><tr><td>需用費</td><td><u>消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）</u> <u>燃料費（自動車等の燃料費）</u> <u>食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等）</u> <u>印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）</u> <u>修繕費（庁用器具類の修繕費）</u></td></tr><tr><td>役 務 費</td><td><u>通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）</u></td></tr><tr><td>使用料及び賃借料</td><td><u>会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料</u></td></tr><tr><td>備品購入費</td><td><u>当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費</u></td></tr></table>	区 分	内 容	旅 費	<u>普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費）</u> <u>日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）</u> <u>委員等旅費（委員に対する旅費）</u>	賃 金	<u>日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金</u>	共 済 費	<u>賃金が支弁される者に対する社会保険料</u>	報 償 費	<u>謝金</u>	需用費	<u>消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）</u> <u>燃料費（自動車等の燃料費）</u> <u>食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等）</u> <u>印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）</u> <u>修繕費（庁用器具類の修繕費）</u>	役 務 費	<u>通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）</u>	使用料及び賃借料	<u>会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料</u>	備品購入費	<u>当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費</u>	
区 分	内 容																		
旅 費	<u>普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費）</u> <u>日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費）</u> <u>委員等旅費（委員に対する旅費）</u>																		
賃 金	<u>日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金</u>																		
共 済 費	<u>賃金が支弁される者に対する社会保険料</u>																		
報 償 費	<u>謝金</u>																		
需用費	<u>消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）</u> <u>燃料費（自動車等の燃料費）</u> <u>食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等）</u> <u>印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）</u> <u>修繕費（庁用器具類の修繕費）</u>																		
役 務 費	<u>通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）</u>																		
使用料及び賃借料	<u>会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料</u>																		
備品購入費	<u>当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費</u>																		
第７　その他 その他、必要な事項については、「 <u>強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて</u> 」（平成１７年４月１日付け１６生産第８２６３号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に準ずるものとする。	第７　その他 その他、必要な事項については、「 <u>生産振興総合対策補助対象事業費及び補助対象事業費の取扱いについて</u> 」（平成１４年４月１５日付け１４生産第４４４号農林水産省総合食料局長、生産局長通知）に準ずるものとする。																		